

令和2年

健康福祉委員会

5月14日

豊明市議会

# 健康福祉委員会会議録

令和2年5月14日

午前11時15分 開会

午前11時36分 閉会

## 1. 出席委員

委員長	鵜飼 貞雄	副委員長	月岡 修一
委員	服部 龍一	委員	堀内 ちほ
委員	中村 めぐみ	委員	郷右近 修
委員	近藤 善人		
議長	三浦 桂司		

## 2. 欠席委員

なし

## 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事課長	塚谷 友昭
庶務担当係長	山田 恵子	議事担当係長	寺島 慎二

## 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
健康福祉部長	伊藤 正弘	子育て支援課長	川原 静恵
社会福祉課長	近藤 有紀子	保険医療課長	伊藤 克代
社会福祉課長補佐	野田 勇樹	保険医療課長補佐	栗田 久美子
児童担当係長	大石 明美	おやか健やか担当係長	佐々 ゆかり
医療年金担当係長	成戸 貴紀		

## 5. 傍聴議員

いとう ひろし	林 ゆきひろ	ごとう 学	青木 亮
近藤 ひろひで	清水 義昭	宮本 英彦	近藤 千鶴
一色 美智子	近藤 郁子	毛 受明宏	ふじえ 真理子

## 6. 傍聴者

なし

午前 11 時 15 分開会

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ただいまから健康福祉委員会を開会いたします。  
会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 本日の健康福祉委員会に付託されました案件は、4つの議案でございます。慎重なる審査を頂きますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ありがとうございます。

続いて、議長が御出席でありますので、挨拶をお願いします。

三浦議長。

○議長（三浦桂司議員） 4議案あります。1つずつ慎重に審査願います。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。

市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席を頂きますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、市長は御退席をお願いします。

（市長退席をなす）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

初めに、議案第36号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案件につきましては、既に本会議で伊藤保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 後期高齢者医療の条例改定ということで、新型コロナウイルスに感染した方への手当なわけですが、傷病手当の対象となる方の確認をしたいと思います。

医療機関で検査を受けて陽性と判定されて治療を受けた、この方は多分対象になると思うんですが、じかに保健所の検査で陽性と判定されたんだけど、自宅療養となったような方の場合、対象となるのかを教えてくださいたいと思います。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁を願います。

伊藤保険医療課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 新型コロナウイルス感染症に感染をされて、治療を受けた受けない、病院にかかったかからないではなく、そのことでお仕事を休まれた、一定の期間以上休まれた方について、その休まれた期間についての傷病手当金ということですので、陽性と判定され自宅待機となった方も対象になります。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第36号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第37号 豊明市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案件につきましても、既に本会議で伊藤保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

では、質疑のある方は挙手を願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 この国保の全体の加入者と被用者等というのが、給与の支給を受けている方という説明があったんですけども、この被用者数の人数が分かれば教えてください。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

伊藤保険医療課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 今年の3月末現在の人数ですけども、国保の全体の被保険者数が1万2,812人です。その中で、30年中の所得で見たんですけども、給与所得者として抽出できた方が3,764人でした。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 先ほどの36号と同じような趣旨でちょっと確認をしたいです。

給与所得、従業員として働いているような非正規の方とかを想定して、主に想定しているのかなと思うんですが、いわゆる自営業者で、時々経営困難などで聞く、自分の分の給与を発生させられていないような事業者の方の場合、こういった対象にはなるのでしょうか。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 今回の傷病手当金はあくまで被用者、雇われている方という方になりますので、自営業でやっている事業主の方は、申し訳ありませんが、今回の傷病手当金の対象にはなりません。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 議案第37号 豊明市国民健康保険条例の一部改正について、賛成の立場で簡単に討論させていただきます。

議会での質疑の件も含めてですが、今回のこの傷病手当金の範囲での支給は、給与の支払いを受けている方、個人事業主や症状が出ていない濃厚接触者、フリーランスの方とい

うのが対象外になると思うんですけど、その対象外の方たちもほかにもいろいろな補償で賄う協力金、補助金とかあると思うんですけども、やはりどこかで漏れが出てくるようなことがあるといけないので、市として対象者の漏れがないように、もうちょっと広く考えていただきたいなと思います。以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第37号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第38号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件について理事者の説明を求めます。

川原子育て支援課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） それでは、子育て支援課所管分について御説明をいたします。

初めに、3款の歳出について御説明いたします。補正予算書の6ページ、7ページを御覧ください。

3款2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費、3 児童福祉事務事業54万5,000円の増額は児童手当の現況届の返信郵送分です。これは、受給者の方が窓口での提出ではなく郵送での提出を促し、新型コロナウイルス感染症の対策のためです。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。

4款1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費、2 保健衛生事業1,000万円の増額です。これはふるさと納税を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、リスクの中従事されておられる医療従事者の方に対しお届けするものです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 近藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 社会福祉課所管分につきまして御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

7ページ下段、3款3項2目 扶助事業の住宅確保給付金528万3,000円増額でございます。これは家賃に対する支援事業でございます。離職や休業により収入等が一定水準以下

になってしまった世帯に対し、家賃相当額を支給するものでございます。

続きまして、歳入の御説明をいたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

5ページ上段、14款1項1目 生活保護費負担金の生活困窮者自立支援事業費国庫負担金額は、先ほどの住宅確保給付金の国庫充当4分の3です。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 6、7ページ、これ、要件の拡大とお聞きしたんですけれども、具体的にどのような要件が拡大されたのかというのと、あと対象者をお願いいたします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） あれですよ、扶助費でよろしいですよ。

○近藤善人委員 住宅。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ですよ。

○近藤善人委員 はい。確保給付金。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁を願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） もともと対象者が離職廃業後2年以内の者となっておりましたが、コロナ対策に関しまして緩和されまして、給与等を得る機会が個人の都合によらず減少した者となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 これ、例えば失業保険をもらっていたりとか、求職活動していないといけないとかという、そういう要件はないんでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 支給要件につきましては3点大きくございます。1点目が収入要件で、2点目が資産要件、3点目が求職活動要件となりますので、先ほど委員が御質問ありました求職活動をしていなくてもという要件に関しましては、求職活動をしていれば可能ということになります。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 3件の要件があると今言われたんですけども、例えば預貯金が幾らあると出ないとかって、そういうこともあるわけでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 資産要件につきましては、申請者と同一世帯の者の資産合計が一定以下ということになりまして、単身者ですと48万6,000円、2人世帯ですと73万8,000円、3人世帯ですと94万2,000円、4人以上ですと100万以下ということになります。上限が100万以下ということで、この資産要件につきましては、収入要件に該当する市民税均等割が非課税となる収入月額掛ける6倍以下ということになっております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 確認なんですけども、これは生活保護を受けていらっしゃる方はもらえないということによろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 生活保護を受けている方は対象外になります。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 8、9ページの医療従事者ありがとう応援金についてなんですけれども、議場での質疑にもありましたけれども、寄附を募って医療従事者へというのはまだ現金給付なのか現物給付の給付なのかは決まって、意見を聞いてからという答弁があったと思うんですけども、後々これを寄附した後の使い道というのは、知ることができる体制になっているのでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 現金であれば、その現金を、何に使ったかというのは報告を頂こうとは思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。



中村委員。

○中村めぐみ委員 今報告とあったんですけど、ホームページで公表をするとか、こういうふうに幾ら幾ら、何々に使いましたとかというのは公表されるのでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤正弘君） このたびは補正予算で計上させていただいておりますのは報償費、7節ということで計上をさせていただいております。報償費。ですので、これは功労に対してお礼といいましようか、褒めたたえるといいましようか、そういう性質の細節でございます。補助金とは異なりますので、そのように御理解頂ければと思います。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 今回、このふるさと納税のシステムを使用するんですけども、窓口には直接現金を、寄附金を持ってきてくださる方がいて、医療従事者の方へと言われたものは、このふるさと納税とは別に、それ以外、個別で医療従事者の方へと寄附をするという形になるのでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 確認ですが、ふるさと納税を使わずに現金を持ってきた場合の対応ということですよ。それにつきましては、この以前にも寄附金がありましたので、4款のほうで受皿としては用意しております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 先ほどの関連なんですけども、7ページ。これ、限りなく収入が安定してもらえるまで出るのか、それともある上限の、例えば半年とか1年とかあるのか、お願いいたします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 基本的には3か月間で、3か月間を1クールとしまして、掛ける3回、最大9か月まで延長が可能です。ただその間、生活困窮の「よりそい」というところの相談ですとか支援を受けまして、途中就労、求職状況についての報告を受けたりですとか、収入に関しては報告を受けたりします。その状況によって延長かどうか

というのを判断していく形となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 議案第38号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第5号）、委員会所管部分について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど質問をさせていただいたんですけれども、やはり寄附をしてくださる方の中で、困っている方の手助けになればということでしたく方が多くいらっしゃるの、やはり寄附をしてくださった金額の使い道を、何かしらやっぱり記す方法をしていただきたいという要望と、もう一つ、そのほかのこと、まず医療従事者というのがあって、それ以外に個別という、その個別のところになってしまうんですけれども、事業内容を示して市内の方々から積極的に寄附金を募る体制というの、ほかに考えていただければなということをお伝えしておきます。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第38号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第39号 令和2年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案件につきましては、既に本会議で伊藤保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 本会議質疑の中でもありましたんですけども、症状のない濃厚接触者には支給されないということでしたけども、これ、例えば事業所に勤めていて、事業所が感染者が出たから休業することになった場合でも支給されないのかということをお願いいたします。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

伊藤保険医療課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 事業所がお休みになってということ、濃厚接触の可能性ということだと思うんですけど、それは対象ではありません。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 そういう場合は、事業所からのこの給付金というのは出るのでしょうか。事業所の意向で閉めたということで、その働いている方に給付されるということはないのでしょうか。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） こちら、はっきりとは把握はしていませんけれども、事業所の都合で、都合でというか、事業所が要請を受けてお休みしたということであれば、事業所に対して何らかの協力金とか給付金とかが支給されるという制度は、支援はあると思うので、そこからその事業者の方が従業員に対して手当を払うということは考えられるかなと思います。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 この頂くまでのその流れみたいなものは、簡単に説明していただけますか。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） そういった対象の方がおられましたら、つまりは申請書を頂いてこちらで審査をして、御本人にお支払いをするという形になるんですが、その申請書が御本人の、いつ体調が悪くなってとか、そういった日数的なものの申告をするようなものと、それから、その方がお医者さんにかかっている場合、お医者さんのほうで、どう

いった診断で何日療養が必要だったとか、そういうことを証明していただくもの、それから、実際それで何日休んだということであれば、事業所のほうから何日休んだというものをもらう。それから、金額を算定するに当たって、直近3か月分の給料、その方に対してどんだけ払ったというようなことも事業者の方から書いてもらって出していただくようにはなっております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この傷病手当が所得として認定されるかどうか、教えてください。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 傷病手当金はあくまで保険給付の1つになりますので、所得にはなりません。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第39号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午前11時36分閉会